

受託研究費算定要領（使用成績調査・特定使用成績調査）

国立病院機構 長崎川棚医療センター
平成 22 年 4 月改訂
平成 24 年 4 月改訂
平成 26 年 1 月改訂

使用成績調査・特定使用成績調査に係る経費算出基準

①報告書作成経費

報告書作成経費は、1 症例 1 報告書当たりの単価に症例数を乗じたものとし、調査期間が長期であり、1 症例あたり複数の報告書を作成する場合は、それぞれの報告書を 1 報告として取り扱うものとする。

特定使用成績調査においては、担当医師が当該報告書を作成するに当たり、所要時間が概ね 1 時間を上回る場合は、1 報告当たりの単価について、30,000 円を超えることもあり得る。（別途協議する。）

算出基準：1 症例 1 報告書当たりの単価×報告回数×症例数
1 症例 1 報告書当たりの単価
使用成績調査：20,000 円
特定使用成績調査：30,000 円

②事務費

当該研究に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、受託研究審査委員会等の事務処理に必要な経費、研究の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費（①）の 10%

③管理費

技術料、機会損料、建物使用料、調査管理経費（症例検索のためのデータベース作成費等）、その他①に該当しない調査関連経費。

算出基準：上記経費（①、②）の 30%

④検査・画像診断料

当該試験に必要な追加の検査・画像診断料

算出基準：保険点数×10 円

⑤被験者負担の軽減

交通費の負担増等調査参加に伴う被験者（外来）の負担を軽減するための経費。ただし、日常診療の範囲を超えて被験者に来院を求める場合であって、依頼者の同意が得られた場合のみ算出する。

算出基準：10,000 円（原則）×来院回数×症例数

なお、当該試験に必要な追加の検査・画像診断料、被験者負担軽減費については、月毎にその出来高を依頼者に請求し、当院に直接収納する。